

令和5年度第3回山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会
議 事 録

令和5年8月21日

山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会

令和5年度第2回公聴会及び第3回山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会議事録

【公聴会】

- 1 開催日時 令和5年8月21日（月） 15時00分
- 2 開催場所 山口市熊野町4-29 湯田温泉 防長苑「孔雀」
- 3 招集者 山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会会長 森友 信
- 4 開催通知を
発した日 令和5年8月10日（木）

5 通知した項目

- (1) きじはたの採捕制限について
- (2) とらふぐの採捕制限について

6 出席者

（委員：11名）

森友 信、梅田 孝夫、小田 貞利、河野 直行、河内山 満政、竹本 信正、田
中 友之、山田 歳彦、渡壁 勝則、由良 弘次、小林 亨

（県及び事務局）

水産振興課	課長	澁谷 賢司
生産振興班	主査	吉田 剛
漁業調整取締班	主査	吉中 強
下関水産振興局 水産課水産班	主査	金近 哲彦
岩国・柳井・周南農林水産事務所 水産班	主査	小柳 隆文
山口・美祢・周南農林水産事務所 水産班	主査	田中 全
山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会事務局	書記	枝廣 直樹

7 公聴会の結果

公聴人の出席がなく終了した。

8 審議の概要

枝廣 定刻となりましたが、公聴人の出席がございませんので公聴会の
事務局長代理 方はこれで閉じさせて頂きたいと思えます。

(15:00 終了)

【委員会】

- 1 開催日時 令和5年8月21日（月） 15時00分
- 2 開催場所 山口市熊野町4-29 湯田温泉 防長苑「孔雀」
- 3 招集者 山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会会長 森友 信
- 4 開催通知を
発した日 令和5年8月10日（木）

5 通知した議題

(1) 議 題

- 第1号議案 きじはたの採捕制限について（委員会指示更新）
- 第2号議案 とらふぐの採捕制限について（委員会指示更新）
- 第3号議案 区画漁業の免許について（諮問）
- 第4号議案 山口県資源管理方針の一部改正について（諮問）
- 第5号議案 新規の許可又は起業の認可及び許可の有効期間について（諮問）

(2) 報告事項

- ア 令和5年度山口・広島連合海区漁業調整委員会の結果について
- イ 第22期第3回周防灘三県連合海区漁業調整委員会の結果について
- ウ 山口県漁業調整規則第16条第1項に基づく変更の許可の基準の策定について
- エ 付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について（さば類）

6 出席者

（委員：11名）

森友 信、梅田 孝夫、小田 貞利、河野 直行、河内山 満政、竹本 信正、田
中 友之、山田 歳彦、渡壁 勝則、由良 弘次、小林 亨

（県及び事務局）

水産振興課	課長	澁谷 賢司
生産振興班	主査	吉田 剛
漁業調整取締班	主査	吉中 強
下関水産振興局 水産課水産班	主査	金近 哲彦
岩国・柳井・周南農林水産事務所 水産班	主査	小柳 隆文
山口・美祢・周南農林水産事務所 水産班	主査	田中 全
山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会事務局	書記	枝廣 直樹

7 傍聴人 出席者なし

8 付議事項及び審議結果

(1) 議案

第1号議案 きじはたの採捕制限について（委員会指示更新）

【審議結果】

原案どおり委員会指示を更新することを決定した。

第2号議案 とらふぐの採捕制限について（委員会指示更新）

【審議結果】

原案どおり委員会指示を更新することを決定した。

第3号議案 区画漁業の免許について（諮問）

【審議結果】

原案どおりで特に異議はない旨、知事に答申することとした。

第4号議案 山口県資源管理方針の一部改正について（諮問）

【審議結果】

原案どおりで特に異議はない旨、知事に答申することとした。

第5号議案 新規の許可又は起業の認可及び許可の有効期間について（諮問）

【審議結果】

原案どおりで特に異議はない旨、知事に答申することとした。

(2) 報告事項

ア 令和5年度山口・広島連合海区漁業調整委員会の結果について
事務局から報告を受けた。

イ 第22期第3回周防灘三県連合海区漁業調整委員会の結果について
事務局から報告を受けた。

ウ 山口県漁業調整規則第16条第1項に基づく変更の許可の基準の策定について
水産振興課から報告を受けた。

エ 付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について（さば類）
水産振興課から報告を受けた。

9 審議の概要

枝廣事務局長 代理 ただ今から令和5年度第3回山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会を開催します。

本日は、委員定数15名のうち、11名の委員に御出席をいただいておりますので、漁業法第145条の規定により、委員会が成立しておりますことを報告します。

開会にあたりまして森友会長からご挨拶をいただければと存じます。

森友会長 皆さんこんにちは。

第3回委員会の開催にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

たいへん暑い中お集まりいただき、ありがとうございます。

今年度は漁業権の切り替えがありますので、本日の議題には「区画漁業の免許」が含まれています。漁業権は漁業者の根幹をなす大事な権利ですので、委員の皆様には、慎重なご審議をお願いしたいと思います。

さて、本日の委員会は、いつもと場所を変えての開催となっております。

後ほど、日本海海区と合同の情報交換会も控えておりますので、よろしく願いいたします。

枝廣事務局長 代理 ありがとうございました。それでは議事に入りたいと思いますが、当海区漁業調整委員会の議長は、同委員会運営規程第4条第2項の規定に基づき「会議の議長は、会長をもって充てる。」こととなっておりますので、以降の進行は森友会長にお願い致します。

森友会長 議事に先立ち、議事録署名人を指名させていただきます。今回は、小林委員さんと河内山委員さんをお願いします。

それでは第1号議案「きじはたの採捕制限について」事務局から説明をお願いします。

枝廣事務局長 代理 それでは、事務局の枝廣から説明します。
資料の1ページをお開きください。

山口県農林水産部長から当委員会会長あてに要望書が提出されています。

現在、発出していますきじはたの30センチメートル規制に係る委員会指示の更新を要望するものです。

委員会指示の案は、資料を1枚めくっていただいて、資料3ページにございます。

指示の内容としましては、全長30センチメートル未満のきじはたは、採捕してはならない。

ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合は、この限りでない。

適用海域は、山口県瀬戸内海海区

指示の有効期間は、令和5年10月1日から令和8年9月30日までとする案でございます。

最新の資源状況等につきましては、水産振興課が説明します。

吉田主査 水産振興課の吉田です。

それでは、第1号議案きじはたの採捕制限ということで説明させていただきます。

資料の1ページをお開きください。

先ほど、事務局から説明がありましたとおり、従来からお願いしておりますきじはたの採捕制限です。

きじはたの資源を増やすためには、単価の高い大きい魚を獲っていただく、小さいうちは獲らないで単価が上がった時に獲っていただく、そういった趣旨で従来からお願いしているものです。

資料の2ページをお開きください。

県の取り組みについて、簡単に説明させていただきます。

きじはたの資源増大に向けた取り組みにつきましては、従来から、種苗放流ときじはたの漁場整備、さらに委員会指示による体長制限、この3つについて連携して取り組んでいるところです。

まず、種苗放流につきましては、平成15年度から全国に先駆けて種苗生産技術開発を行い、平成23年度にきじはたの専用種苗生産施設を造り、平成24年度から種苗生産を行って全国トップクラスの種苗放流数を誇っています。

漁場整備としましては、平成24年度から山口県沿岸域、日本海側、瀬戸内海側を含めてきじはたを増やす場所を整備する取組を行っています。

資料には、放流場所を造る漁場整備の例を掲載しています。

キジハタの赤ちゃんを放流して、他の魚に食べられない場所を造ってきじはたを増やして行こうということです。

併せまして、きじはたの採捕制限ということで、きじはたを放流して小さいのを採捕して売るのではなく、全長30センチ、1回は産卵させて、それ以降に獲っていただくということで全長30センチ未満のきじはたの採捕は、漁業も遊漁も禁止ということに取り組んでおりまして、それを担保するために、委員会指示の発出をお願いしているところです。

県としましては、全長30センチ未満のきじはたの採捕制限については、引き続き必要と考えておりますので、委員会指示の更新をお願いするものです。以上です。

森友会長 説明が終わりましたが、委員の皆様から、ご意見やご質問はございませんか。

ございませんでしょうか。

ご意見等がなければ、原案どおり委員会指示を更新することとしてよろしいでしょうか。

-----異議なしの声-----

森友会長 異議なしと認めます。第1号議案は原案どおり委員会指示を更新することとします。

それでは第2号議案「とらふぐの採捕制限について」事務局から説明をお願いします。

枝廣事務局長 資料の4ページをお開きください。山口県農林水産部長から当委員会会長あてに要望書が提出されております。

現在発出していますとらふぐの20センチ規制にかかる委員会指示

の更新を要望するものです。

委員会指示の案は、資料の8ページをお開きください。

指示の内容は、全長20センチメートル以下のとらふぐは、採捕してはならない。ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合は、この限りでない。

適用海域は、山口県瀬戸内海海区

指示の有効期間、令和5年9月1日から令和6年8月31日までという案でございます。

最新の資源状況等につきましては、水産振興課から説明します。

吉田主査

続きまして水産振興課 吉田から説明をします。

資料の4ページ、5ページをお開きください。

とらふぐの採捕制限につきましては、瀬戸内海において全長20センチメートル以下のとらふぐの採捕禁止を委員会指示でお願いしているところです。

資料の5ページにありますとおり、とらふぐの資源状況は、今、非常に厳しい状況にあります。

とらふぐの漁獲量、資源量については、漁獲量は20年間で364トンから190トン、資源量についても2006年で1,174トンあったものが、2021年には721トンと右肩下がりの状況になっています。

種苗放流は、資源状態が悪いということで、全国で実施されています。

放流魚の全体に占める割合、混入率と言いますが、これについては、全体の資源量が減少しているために、放流魚の割合が増えています。

放流効果については、とらふぐはかなり高いということが認められておまして、0歳魚に占める放流魚の割合は20～30パーセントということで、放流を継続しないとさらに資源量が減少するとの資源評価も出ております。

加入量と親魚量の推移ですが、加入量というのは0歳魚のことですが、こちらは、2005年の82.1万尾から2021年の9.8万尾とかなり少なくなっております。

再生産がうまく行っていないことが推定されます。

こういう状況を踏まえて、県としては、引き続き種苗放流を継続して行かなければならないと考えております。

それを踏まえて、県がどのような取り組みをしているかということをお6ページ以降で説明します。

しっかり種苗放流をし、それに加えて漁獲制限をするというものです。

栽培漁業の取り組みとしましては、とらふぐに係る瀬戸内海海

域と九州海域に於きまして、種苗放流に関わる広域プランというものを作成しており、関係県とすり合わせをしてどのように種苗放流をしてゆくのかを定めたものです。

種苗の生き残りを高めるために、できるだけ大きな種苗を放流しようということで70ミリの種苗を適地に放流しています。

種苗については、小さな水槽で密飼せずに、密度を薄くして飼育し、尾びれの欠損のない健全種苗を育成しています。

適サイズ、適地、健全種苗の放流に取り組んでいます。

資源管理のために、日本海側においては漁獲努力量の削減として、隻数制限、漁期制限や体長制限に取り組んでいます。

瀬戸内海におきましては、自主的な取り組みとして針のサイズの制限、漁期の制限に加えまして、今回委員会指示の発出をお願いしております小型のとらふぐの採捕の制限を実施しているところです。

県としましては、5ページにありますようにかなり資源が低位になっていることから効果の高い種苗放流を継続するとともに、放流した種苗を小さな間はできるだけ獲らないようにしていただくことが必要と考えておりまして、全長20センチメートル以下のとらふぐの採捕禁止の委員会指示の更新をお願いするものです。

水産振興課からの説明は、以上です。

森友会長 説明が終わりましたが、委員の皆様から、ご意見やご質問はございませんか。

竹本委員 とらふぐの指示の有効期間が1年で、きじはたの指示の有効期間が3カ年です。

とらふぐの資源が少ないのであれば、指示の有効期間を3カ年にしたらどうでしょうか。

吉田主査 説明が漏れていましたが、資料7ページ(2)今後の資源管理のところですが、前回水産庁が進めている資源管理について説明させていただきましたが、とらふぐについても、今は獲る方法の管理ということで、できるだけ大きくなったものを獲るとか、産卵期に近いものはとらないとか獲る方法の規制による資源管理でしたが、今後、水産庁は数量で管理する取組を行おうとしています。

とらふぐについても、獲る量の管理を行う魚種、いわゆるTAC魚種になっています。

現在進行形でどういう管理をして行くか調整が入っているところですので、その調整を踏まえながら委員会指示の内容についても適宜変えて行く必要があると考えています。

ご指摘のとおり資源が少ないので、この制限を外すことはないとは

と思いますが、その調整を踏まえながら委員会指示の内容を変更して行く必要がありますので、今年度は1年間と言う形をお願いしたいと思います。

森友会長 竹本委員いいですか。

竹本委員 はい。

それともう1件。

資料7ページの各県の自主規制です。山口、大分が20センチに対して、愛媛が15センチ、広島、岡山に至っては12センチ、10センチです。

できることならこれを行政の方で瀬戸内海全域20センチに統一して欲しいと思います。

どうでしょうか。

吉田主査 ご指摘のとおり、その辺の不公平感があって、ちゃんとやっているところと小さいものを獲っているところがあり、この点について過去から厳しくご指摘を受けております。

今後、資源管理をしっかりやって行こうと水産庁が音頭を取ってやっているところなので、県としては、資源が危機的な魚種については、できるだけ体長制限などを揃えて、不公平のないような形でやっていきましょうということをTAC管理の話の中で併せて声を上げたいと思っています。

県としてもご意見を踏まえて積極的に国の方に調整を働きかけて行きたいと思っています。

竹本委員 お願いします。

森友会長 竹本委員さんよろしいでしょうか。

それでは、原案どおり委員会指示を更新することとしてよろしいか。

-----異議なしの声-----

森友会長 異議なしと認めます。第2号議案は原案どおり委員会指示を更新することとします。

続きまして、第3号議案「区画漁業の免許について」事務局から説明をお願いします。

枝廣事務局長 資料の9ページをお開きください。

代理 山口県知事から当委員会会長あてに諮問がされています。

詳細につきましては、水産振興課から説明します。

吉中主査

水産振興課の吉中です。

資料の10ページをご覧ください。

本年度、区画、定置漁業権の切替の年ということで作業を進めています。

漁場計画案の委員会諮問を5月23日にさせていただきまして、5月30日に海区漁場計画を公示しました。

申請期間を7月にしておりまして、申請が出されまして、本日、区画漁業権の免許をいうことで委員会に諮問させていただいています。

2の漁業権免許申請総括表ですが、そこに掲載しておりますとおり、魚類養殖業ということで10件の漁場計画に対し、10件の申請がありました。

次に貝類養殖業ということで、15件の漁場計画に対し、申請は15件でした。

続いて藻類養殖業については、23件の漁場計画に対し、申請は23件でした。

続いて最後のえび養殖業ということで、1件の漁場計画に対し、申請は1件ありました。

全部で49件の漁場計画に対して免許申請期間中に全て免許申請がありました。

11ページ以降に免許予定を掲載しております。

15ページ以降に漁場図を添付しております。

11ページをご覧ください。

申請内容については、漁場計画と相違がありません。

適格性についても有しております。

競願もありませんでした。

総会の議決も適正に得られております。

ついで、免許一覧表のとおり免許することについて、意見を聞くものです。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

森友会長

説明が終わりましたが、委員の皆様から、ご意見やご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

意見等がなければ、知事からの諮問に対して「特に異議はない旨の答申をする」こととしてよろしいでしょうか。

-----異議なしの声-----

森友会長 異議なしと認めます。第3号議案については、「特に異議はない」と回答することとします。

続きまして、第4号議案「山口県資源管理方針の一部改正について」事務局から説明をお願いします。

枝廣事務局長 資料の24ページをお開きください。
代理 山口県知事から当委員会会長あてに諮問がされています。
詳細については、水産振興課から説明します。

吉田主査 水産振興課 吉田から説明します。
資料の25ページをお開きください。
山口県資源管理方針の一部改正ということで、25ページの一番目。
水産庁は漁業法を改正しまして完璧な情報に基づいて、根拠のある資源管理をしっかり行うために仕組みを変更しました。
国が策定した資源管理方針に基づいて山口県知事がどのような取り組みをして行くかを規定したものが山口県資源管理方針です。
内容を簡単に説明させていただきます。まず一番目が特定水産資源、TAC対象種の管理に関する基本事項です。
特定水産資源は、数量で管理して資源を増やして行こうとするものです。
現時点で、あじ、さば類、くろまぐろ等があります。
まず、国から山口県に数量が配分されます。配分されたものをどのように関係漁業に配分するかを規定するものです。
例えば、さば類なら県内ではかなりの数を日本海側の中型まき網漁業が漁獲しておりますので、その漁業に対してどのような割合で国から配分を受けた枠を配分するのかということの規定したり、現行水準、これについては、数量を配分するのではなくて、漁獲努力量、漁業を行う強度を個別具体的に規定して管理すると、そういったものを規定して新しい資源管理を運用して行くものです。
2番目としては、特定水産資源以外の水産資源、現時点では選定しておりませんが、各都道府県が重要な魚種と位置付けている魚種についてどのような資源管理をするかを規定します。
この2点を資源管理方針の中に入れて、新しい資源管理を運用して行くものです。
今回の改正内容については、26ページにお示ししております。
さきほど特定水産資源に係る配分基準等を定めると申しあげましたけれども、1点目がまあじ、まいわし、するめいか、まさばに関する規定の改正です。
内容としましては、こちらの魚種について現行水準区分として配分

数量が少ない区分として大型定置漁業が位置付けられておりまして、漁獲努力量の規制としまして、統数8統と規定しているところですが、令和5年の9月1日の漁業権の切替で、従来、小型定置で営まれていたものが大型定置漁業として新規免許を受ける予定であることから、まあじ、まいわし、するめいか、さば類に係る現行水準区分の大型定置漁業の統数を8から9に変更するものです。

2点目としまして、まいわしの漁獲可能量の知事管理区分への配分の変更ということで、まいわしに関しましては、全国的に見て山口県の漁獲割合は少ないということで、山口県は現行水準で配分を受けています。

資料の28ページをお開きください。新旧対照表ですが、この上の部分。

右側が現行で左側が変更内容です。

左側をご覧ください。「全量を山口県まいわし漁業に配分する」という規定を入れています。

国から具体的な数量配分を受けていませんので、この規定がなくても漁獲努力量の管理で運用できていましたが、この度水産庁から入れるよう指導を受けたものです。

これにより内容が変わるというものではなくて、形式的に内容を変更したものです。

以上の2点が改正内容ですので、よろしく申し上げます。

森友会長 説明が終わりましたが、委員の皆様から、ご意見やご質問はございませんか。

ございませんでしょうか。

ご意見等がなければ、知事からの諮問に対して「特に異議はない旨の答申をする」としてよろしいでしょうか。

-----異議なしの声-----

森友会長 どうもありがとうございました。

異議なしと認めます。第4号議案については、「特に異議はない」と回答することとします。

続きまして、第5号議案「新規の許可又は起業の認可及び許可の有効期間について」事務局から説明をお願いします。

枝廣事務局長 それでは、41ページをお開きください。

代理

山口県知事から当海区委員会長あてに諮問がされています。

詳細については、水産振興課から説明をお願いします。

吉中主査

吉中から説明します。

資料の42ページをお開きください。

新規に許可する場合には、制限措置や申請期間を公示して許可することとされています。

今回は、4件の漁業について公示して許可を行いたいと考えています。

まずは、整理番号の1、漁業種類については小型機船底びき網漁業手繰第3種桁網漁業、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は定めなし、船舶の総トン数については、5トン未満、推進機関の馬力数については、斜線が引いてありますが、農林水産省の告示で48キロワット以下又は15馬力以下に制限されていますので、ここでは規定していません。

操業区域は、山口県内海、漁業の時期については、11月10日から4月19日までということです。

操業始期については、8月8日に周防灘3県の連調委が開催されまして、11月10日ということで決定されています。

漁業を営む者の資格は、山口県瀬戸内海側に漁業根拠地を有する者であって、小型機船底びき網手繰第二種、大島水道を操業区域とする餌びき網の許可を有しない者とします。

許可の条件は、47ページに記載しています。制限措置なり条件については毎年委員会で説明させていただいていますが、昨年と変更はありません。

続いて42ページにお戻りください。

整理番号の2番と3番、ふぐ、あなごはえ縄漁業の許可です。

これについては、広島県からの入漁許可です。

7月31日に山口、広島連調委が開催されまして、内容については承認をいただいております。

まずは整理番号2番。これについては、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は5隻、船舶の総トン数については5トン未満、推進機関の馬力数については定めなし、操業区域については別記1ということで、46ページをご覧ください。

46ページの上の図になります。AからFまで結んだ線がありますが、その線の以東、以南の海域が操業区域になります。

また、42ページにお戻りください。

漁業の時期については、ふぐはえ縄が10月1日から翌年3月31日まで、あなごはえ縄が12月15日から翌年3月31日までになっています。

漁業を営む者の資格は、広島県において同様の漁業種類を営む者であって、山口県と広島県との間において締結された各種漁業の入漁協定に基づいて入漁する者となっています。

続きまして整理番号3、これもふぐ、あなごはえ縄になります。

許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は1隻、船舶の総トン数については10トン未満、推進機関の馬力数については、定めはありません。

操業区域は、先ほど説明しました46ページと同様になります。

漁業の時期については、ふぐはえ縄が10月1日から翌年3月31日まで、あなごはえ縄が12月15日から翌年3月31日までです。

漁業を営む者の資格は、広島県において同様の漁業種類を営む者であって、山口県と広島県との間において締結された各種漁業の入漁協定に基づいて入漁する者となっています。

最後の4番目ということで、雑魚かごになります。

これについては、県漁協上関支店から2件ほど許可をして欲しいとの要望がありました。

許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は2隻、船舶の総トン数は5トン未満、推進機関の馬力数については定めなしです。

操業区域については、別記2ということで46ページをお開きください。

46ページの下の方になります。上関支店の有する地先の漁業権、共第88、89、90、95号の区域になります。

また、42ページにお戻りください。

漁業の時期については、1月1日から12月31日までということで、周年ということになります。

漁業を営む者の資格は、山口県光市、熊毛郡田布施町、同郡平生町、同郡上関町に漁業根拠地を有する者となります。

続いて43ページをご覧ください。

許可又は起業の認可を申請すべき期間ですが、整理番号1と4、小底の3種けた網と雑魚かごについては、令和5年8月22日から令和5年9月21日までの1カ月としています。

整理番号2と3、広島からのえ縄入漁になりますが、これについては、令和5年8月22日から令和5年9月4日までの14日間としたいと思っています。

許可の有効期間につきましては、整理番号1、小底の3種けた網については、令和5年11月10日から令和6年11月9日までの形にしたいと考えています。

整理番号2と3、広島からのえ縄入漁ですが、これについては、令和5年10月1日から令和6年3月31日まで、整理番号4、雑魚かごについては、現在同種の許可が出ていますので、この許可の有効期間の末日と同じにするということで、令和8年12月末までにしたいと考えています。

以上で説明を終わります。

森友会長 説明が終わりましたが、委員の皆様からご意見やご質問は
ございませんか。
ございませんでしょうか。
ご意見等がなければ、知事からの諮問に対して「特に異議はない旨
の答申をする」こととしてよろしいでしょうか。

-----異議なしの声-----

森友会長 異議なしと認めます。第5号議案については、「特に異議はない」と
回答することとします。
本日の議案は以上となります。
続いて、報告事項に移ります。報告事項ア「令和5年度山口・広島
連合海区漁業調整委員会の結果について」事務局より報告をお願いします。
ます。

枝廣事務局長 資料55ページをお開きください。
代理 令和5年度山口、広島連合海区漁業調整委員会の結果についてご報
告します。
開催日は、令和5年7月31日、山口県柳井総合庁舎で開催してお
ります。
出席者は、連合海区委員10名中9名、当海区からは、山田委員、小
田委員、松浦委員及び由良委員に出席いただいております。
議題と審議結果ですが、第1号議案 会長、副会長の互選につい
ては、会長は広島海区の北田委員、副会長は当海区の山田委員が選出さ
れています。
第2号議案 令和5年度における各種漁業の入漁協定については、
広島から本県海域へのふぐ、あなごはえ縄漁業の入漁隻数は、原案ど
おり6隻で承認されております。
前年度に比べて、1隻のマイナスとなっております。
説明は以上です。

森友会長 ただ今説明がありましたが、どなたかご質問はありませんか。
よろしいでしょうか。
続いて、報告事項イ「第22期第3回周防灘三県連合海区漁業調整委
員会の結果について」事務局より報告をお願いします。

枝廣事務局長 資料56ページをお開きください。
代理 今月の8日、山口県庁において開催されました。
台風の影響で、急遽WEB形式での開催となりました。

出席者は、連合海区委員 15 名中、全員が出席で、当海区からは、河野委員、河内山委員、竹本委員、田中委員及び渡壁委員に出席いただいております。

議題と審議結果ですが、第 1 号議案 周防灘における小型機船底びき網手繰第三種漁業の操業始期についてですが、例年どおり共通海域は 11 月 10 日から、専管海域については、大分県が 10 月 8 日、福岡県が 11 月 8 日、山口県が 11 月 10 日からとすることが決定されました。

第 2 号議案 周防灘における小型機船底びき網手繰第三種漁業とふぐはえ縄漁業の操業調整に関する委員会指示については、例年どおり委員会指示を発出することが決定されております。

委員会指示の内容については、57 ページに図面がありますが、斜線の海域については、11 月 10 日から 11 月 30 日までの間、底びき 3 種とふぐはえ縄で操業時間を棲み分ける委員会指示の内容となっています。

第 3 号議案 周防灘三県漁業協定書及び付属する覚書、協定書等の更新についてですが、従前どおりの内容で更新することが決定されました。

こちらは、2 年毎の更新になっています。

「漁業取締りに関する覚書」については、令和 3 年に改正された際の軽微な改正漏れが見つかったため、今回適正化しています。

以上です。

森友会長

ただ今説明がありましたが、どなたかご質問はありませんか。

ございませんでしょうか。

続いて、報告事項ウ「山口県漁業調整規則第 16 条第 1 項に基づく変更の許可の基準の策定について」水産振興課より報告をお願いします。

吉中主査

資料の 58 ページをお開きください。

許可漁業の操業区域なり、制限措置内容を変更する場合は、調整規則第 16 条の変更の許可が必要になります。

行政手続法により審査基準を作成しておく必要があります。

このため、今回、基準を作成しました。

改正漁業法が施行された際に作成すべきものでしたが、改正作業に追われたため、この度作成したものです。

内容については、ちょっと読み上げます。

山口県漁業調整規則 16 条第 1 項に基づく変更の許可の基準を次のように定める。

第 1 変更の許可の基準

規則第 16 条第 1 項に基づく変更の許可は、原則として行わ

ない。

ただし、漁業調整上支障がない場合は、この限りでない。
ということで、これまでも操業区域等について地元調整が図られたものについては、適宜変更等の許可をしてきました。
こういった変更許可を行う基準を明文化したものです。
以上です。

森友会長

ただ今説明がありましたが、どなたかご質問はありませんか。
よろしいでしょうか。
続いて、報告事項エ「付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について」水産振興課より報告をお願いします。

吉田主査

水産振興課の吉田から報告させていただきます。
59ページをお開きください。
付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について、さば類について説明させていただきます。
さば類については、国が漁獲量で管理する魚種とされています。
年度ごとに国から山口県に漁獲可能量が配分されています。
国から配分された枠を各漁業に配分する場合は、海区漁業調整委員会に諮問することとされており、数量の変更の際も同様な手続きを経ることとされています。
2番の下の表にありますとおり、国は何かあった場合に備えて留保枠を有しています。
状況に応じて、適宜関係県に追加配分する手続きを行っています。
令和4管理年度も国から適宜配分をいただいている状況です。
追加配分を行う際には、本来であれば漁業調整委員会に諮問する必要がありますが、事後報告の付帯決議をいただいております。
さば類については、7月から翌年の6月までの間で管理年度が設定されておりまして、令和4管理年度については、かなりさば類の漁獲枠が逼迫しました。
そういった状況から6月21日に鹿児島県から200トンの枠の融通を受けたことを報告させていただくものです。
水産振興課からは以上です。

森友会長

ただ今説明がありましたが、どなたかご質問はありませんか。
よろしいでしょうか。
以上で本日の議題は全て終了しましたが、事務局、何かありますか。
折角の機会ですので、皆様何かありますか。
ないようでしたら、以上で本日の委員会を終了したいと思います。
皆様、慎重な御審議ありがとうございました。

(15 : 53 終了)

上記のとおり令和5年度第3回山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会の議事の経過及びその結果を明確にするために、この議事録を作成し議長及び出席委員2名が署名押印した。

令和5年 月 日

議 長

議事録署名人

議事録署名人